

2013年10月11日

日本共産党県議団
団長 尾村利成
幹事長 萬代弘美

知事提出議案に対する討論

日本共産党の萬代弘美です。

日本共産党県議団を代表して、一般事件案1件について委員長報告に反対する討論を行います。

第109号議案「県の行う建設事業に対する市町村の負担について」

第109号議案「県の行う建設事業に対する市町村の負担について」です。

本議案は、道路法、下水道法、土地改良法、地方財政法の規定に基づき、県の行う建設事業に要する経費の一部を関係市町村に負担させ、その市町村負担率を定めるものです。

2011年度から、国の直轄事業負担金については、維持管理にかかる地方負担は廃止となりました。必要な事業は、国の責任と負担で行うという方向での、さらなる抜本の見直しが求められています。

2010年度から、新潟県、和歌山県において、市町村負担金は原則廃止となりました。

市町村負担金の負担率を定めるにあたって、県は、市町村に十分な情報開示や市町村への説明責任を果たすことが必要です。そして、市町村負担のあり方を抜本的に見直すとともに、廃止を検討すべきです。

砂防事業の急傾斜地崩壊対策事業や都市計画事業の街路事業、ならびに農業農村整備事業の広域農道整備交付金事業など、山地や農地の保全、災害や広域的な役割を果たす事業は、本来、県の責任と負担で行うべきものであり、市町村に過大な負担を求めるべきではありません。

よって、本議案には賛成できません。

以上で、討論を終わります。